

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名(施設名) 長野市東条保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の編成	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。 ■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて編成している。 ■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して編成している。 ■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。 ■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。 	・「長野市保育理念」や「教育・保育の基本方針」を基に園の保育目標「行ってみよう！やってみよう！」「おもいっきりあそぼう！」「育てて作っておいしく食べよう！」を掲げ、前年度の園環境や子どもの育ちを全職員で把握・検証しながら、児童福祉法や保育所保育指針等に基づき、また、子どもの心身の発達、家庭状況、地域の実態に応じて、その特性を活かして「全体的な計画」を作成している。当園の周辺は山、川、池、田んぼ、畑等の豊かな自然に恵まれており、その地域のフィールドを生かし信州やまほいくに力を入れ、自然からの学びを「全体的な計画」に反映させている。年度末、年度始めには全保育士で、各年齢ごとに見直しを掛け、「全体的な計画」に基づいた各年齢別の指導計画を作成し、年間目標と4期に分けた「ねらい」「内容」などを細かく具体的に記載し実践に繋げている。全体的な計画は各家庭に配布し、園だよりには各月の保育のねらいが書かれており、保護者への周知にも配慮がされている。「全体的な計画」や園目標は事務室、保育室に掲示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2) 環境を通して行う保育・養護と教育の一体的展開	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。 ■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 ■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 ■ 9 内装等には、木材を利用している。 ■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 ■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 ■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。 	<p>・「保育環境マニュアル」があり、職員は環境チェック項目を確認し、季節に合わせて子どもたちが心地よく過ごすことができるように環境を整えている。保育室の南面と北面の両側には大きな窓があり、明るい光が差し込み、風通しも良く、各クラスには温湿度計を設置し、エアコンやファンヒーター、加湿器等で温湿度調節を行い、食事や睡眠の場としても心地よい場を整え、快適に過ごせるようにしている。また、コロナ予防のため換気を心がけ、サーキュレーターなども利用している。チェック表を用いて毎月の安全点検、毎日の設備・遊具点検、食品衛生自主管理点検、寝具の衛生、トイレ、水回りなどの環境をマニュアルに沿い整備・管理している。特に、トイレの掃除のマニュアルは看護師がコロナ感染対策に配慮して作成し、全職員が周知したうえで、衛生環境を整えている。各クラスの遊具の配置・スペースなども工夫し、一人ひとりの子どもの姿を把握し、布団やクッションを出し横になる等くつろげる場所を整えたり、パーテーションを利用し落ち着く空間を作り、絵本を見たりままごと遊びなど、ゆったりと安心して過ごすことができている。壁やロッカーには木材を使用しており温かみを感じられる。保育士の言葉がけの音量にも配慮し、子どもの活動に刺激にならない環境を整えている。</p>
			② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。 ■ 14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。 ■ 15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。 ■ 16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。 ■ 17 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。 	<p>・保護者が記入した「家庭の調べ」を基に個人懇談を行い、情報、状態を把握し、「個別支援計画」「個別指導計画」「発達の状況」等を作成し、一人ひとりの発達に応じた保育を行っている。子どもの声をよく聞くようにしており、否定的な言葉を使わず子どもが安心して自分の気持ちを表現することができるように穏やかで分かりやすい言葉がけを心掛け、言葉で伝えられない子どもには表情やしぐさから気持ちを理解しせかす言葉や制止させるような言葉を使用することのないように十分な時間を確保している。また、視覚的教材を積極的に導入し、見て理解しやすく、安心できる環境を整えている。更に、子どものやりたい気持ち、欲求を大切に遊びの展開ができるように環境を整えている。「言葉のマニュアル」や動画などを利用して、適切な言葉がけができるように園内研修を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(2)	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="891 196 1583 252">■ 19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。 <li data-bbox="891 363 1583 419">■ 20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。 <li data-bbox="891 531 1583 587">■ 21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。 <li data-bbox="891 699 1583 754">■ 22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。 <li data-bbox="891 866 1583 922">■ 23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。 	<p>・一人ひとりの発達に応じて基本的な生活習慣が身に付けられるように個別に関わっている。また、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔等について一人ひとりの子どもの発達に合わせて、子どもが基本的な生活習慣を身につけることができるように環境の整備や援助を行っている。一人ひとりの子どもの気持ちを受け止め、見守りながら、自分でやってみようとする姿を大切に、自分でやろうとするときは必要以上に手を貸さず、達成感を大切にしながら次の意欲へと繋がるように援助している。個人のその日の健康状態を把握しゆっくりと過ごしたり、午睡を早めたりと活動と休息に配慮している。絵本、紙芝居、カードを活用して視覚から理解して無理なく生活習慣が身につくように工夫している。手洗い場には手洗いの仕方をイラストで示し、看護師が手の洗い方も指導し、登園後、戸外活動後、排泄後、食事前の手洗いを習慣化し、トイレのスリッパの脱ぐ位置もテープで示し理解しやすいように配慮している。また、毎月19日の食育の日にはテーマに沿っての取り組みをしたり、手洗いの大切さをわかりやすく伝えたりし、生活習慣の取得が主体的に出来るように、継続的に丁寧にかかわっている。時には、魔法の言葉を用いながら、子どもの興味を引き出し、意欲につながる援助を行っている。一日の日課でも登園後から戸外遊び、ぶらぶら散歩、マラソン、運動遊びを行い、おなかを空かせて食事をとることで、おいしく食べる環境を作り、一人ひとりの生活リズムを尊重しながら、安心して午睡できる環境を作っている。今年度、コロナ感染予防として食事時には向き合わない、衝立の使用、職員は別に食べる、午睡中も密を避けるなどの対策をし子どもにもわかりやすく伝えている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
			<p>④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。 ■ 25 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 ■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。 ■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。 ■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。 ■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。 ■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。 ■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。 	<p>・園目標の通り、子どもが自発的な遊びが出来るように、子どもの興味や関心に合わせ保育士の関わりや環境づくりを行っており、年齢や発達に応じて好きな遊びを選び、遊びが発展できるようにしている。幼児クラスは前日に活動予定表を掲示し、子どもたちが理解して自主的に行動できるように環境を整え、考えて行動できる援助をしている。戸外での鬼ごっこ、大縄跳び、サッカー、体操、マラソンなど運動遊びを多く取り入れ、楽しく体を動かし体幹も鍛えながら遊ぶことができている。異年齢での遊びの中でルールを守り助け合いができるよう援助をしている。年長児にはグループリーダー制を取り入れ、異年齢の子どもの関わりを深め、責任と協力して活動できるように工夫を行っている。「信州やまほいく」に力を入れ、フィールドである園周辺の田んぼ道への散歩に気軽に出かけ、四季折々歩く機会を多く設け自然との触れ合いを大切に、また、遊びを豊かにする保育を取り入れている。更に、散歩を通し交通ルールや地域の方と挨拶を交わし、公園等で安全に遊具で遊び、地域の方と譲り合って公共物を大切に扱うことを覚え、社会のルールも身に付けている。コロナ禍で地域の方々との直接的な交流が自粛ぎみとなっているが、いちご狩りやサクラノボ狩り、お庭探検等、地域の方との交流も行っている。地域にある老人福祉施設の利用者へのビデオレターや手作りプレゼントなど工夫をして交流をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 34 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。 ■ 35 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。 ■ 36 子どもの表情を大切に、応答的な関わりをしている。 ■ 37 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。 ■ 38 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。 ■ 39 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。 	<p>・0歳児と1歳児の混合クラスになっている。「未満児マニュアル」に沿って一人ひとりの発達状況を把握し、安全で安心して過ごせる保育を行っている。担当の保育士が愛情を持ち一人ひとりの表情や喃語やしぐさなどに応答的に関わり、スキンシップを大切に愛着関係が育まれるようにし、子どもが信頼と安心が持てるようにしている。ハイハイ、伝え歩き、一人歩きが十分に行えるように広い環境を整え、発達と興味に合わせ、音の出る手作り玩具等を用意したり、室内のコーナーの配置を変えたり、手作りで吊り下げ玩具や押し車を作り、家庭的な雰囲気の中で安心して遊べる環境を整えている。給食については、給食担当者、保護者と相談しながら情報を共有し、一人ひとりに対応した離乳食が配膳され、ごはんの軟かさ、野菜の大きさなど個別に対応している。子どもの口の動きに合わせて、タイミングよく養ったり、食べつきがしやすいように皿の向きを傾けたりするなど、一人ひとりに合わせ無理なく援助をしている。保護者とは連絡帳への記入、送迎時の会話により生活や遊びの状況、健康状態を伝え合い、連携を密に図っている。</p>
			⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 40 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分ですようとする気持ちを尊重している。 ■ 41 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。 ■ 42 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。 ■ 43 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。 ■ 44 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。 ■ 45 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。 ■ 46 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。 	<p>・子どもがやろうとする気持ちを大切に、見守ったり、さりげなく手助けをするなど、一人ひとりの発達状況を把握し、様子に合わせて見守りと援助を行っている。また、保育士は遊ぶ様子を見守ったり、時には子どもの主張を受け止めながら、自我の育ちを受け止めている。手作りでコーナーや玩具を作り、ごっこ遊びの場と製作や粘土遊びをする場、食事や午睡をする場をカラーボックスで分けることで落ち着いて過ごせるようにし、好きな遊びが自発的にできるよう配慮している。また、子どもと一緒に保育士も楽しんで遊ぶことで子どもの興味を引き出し、模倣遊びや見立て遊びを通して友達とのつながりを深めている。トラブル時は保育士が一人ひとりの気持ちを受け止め、理解し、お互いの気持ちの代弁をするなど仲立ちをして適切な関わりをしている。未満児と一緒に散歩に出かけたり、全園児と園庭で遊ぶ事も多く異年齢の関わりを持つことができ、同じ時間に園庭で全年齢の子どもが遊んでいることが多いことから、年上の子供の遊びを真似したり、年下の子とも関わったりし、自然な形で異年齢交流を行っている。保護者とは連絡帳や送迎時の会話で生活の様子、食事、健康状態を伝え合い連携を密に図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。 	<p>・3歳児クラスと4・5歳児混合クラスに分かれているが、各年齢ごとと担任が発達段階と子どもの姿を把握し、成長を促すための活動を考え子どもと関わり、環境を整えている。また、年齢に応じた指導計画を立て、月案、週日案を作成している。3歳児は好きな遊びができるように手作りの可動式衝立を利用し、興味のある遊びができるように環境を整え、生活習慣（身の回り品の片付けなど）が自分で行えるようイラストで示すなど工夫を行っている。4・5歳児は年齢保育を基盤に異年齢混合の活動を行っている。4歳児は運動会で大縄跳びに挑戦し、自分の力を発揮し、友達と楽しみながら活動することができ、小動物の飼育を友達と協力して行っている。5歳児についてはグループリーダー制を取り入れ、子どもが自ら考えて行動できる環境作りをし、視覚的教材を用意し集中できるように関わり、組織一丸となって遊びや生活の中で協力して活動に取り組めるよう援助している。更に、5歳児については幼保小連絡会、保育要録の提出、小学校教員の就学前園訪問で子どもの育ちを小学校につなげている。4・5歳児は混合クラスで生活し、年下児を思いやり、年上児への憧れを持ち、遊びの広がりや協力して活動ができるように取り組んでいる。保護者には日々の活動内容を写真やイラストを交えた文書で玄関のボード張り出し伝え、また、送迎時に保護者に口頭で伝え連携を取っている。</p>
			⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 51 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。 ■ 52 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 57 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ■ 58 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。 	<p>・園舎全体はバリアフリーにはなっていないが、必要に応じて対応できるようにスロープなどを常備している。個別支援計画を作成し、一人ひとりの目標を達成できるよう援助を行っている。支援の必要な子どもがクラスで共に成長できるように加配保育士を配置している。保護者とは園と家庭が同じ支援ができるように連携を図っており、発達相談員や特別支援コーディネーターの指導を通し、助言を保育に生かし、より適切な指導が出来るようにしている。また、保育士は保護者と子どもの姿を常に共有し、同じ目線で接することが出来ているため、保護者相談件数が多く、必要に応じて、専門機関に繋げるケースもあり、作業療法士や言語聴覚士のフォローをうけ連携をとっている。更に、障がい者や障がい児に造詣の深い講師による研修に職員が参加し、その学びを園内研修としてパート職員を含む全職員に周知し、全職員が統一した援助方法が出来るように工夫し、保育の質の向上につなげている。子ども相談室だよりの配布や掲示、関連の講演会ポスターも園の玄関ホールに掲示している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	<p>⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。 ■ 60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。 ■ 61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。 ■ 62 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。 ■ 63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。 ■ 64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。 ■ 65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。 	<p>・長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育内容や方法を工夫している。市としての「時間外保育マニュアル」に沿って、家庭的で安心して過ごせるように配慮している。「未満児保育の一日」や「幼児保育の一日」に基づいて年間指導計画欄を設け、保育内容、留意点を明記し、当番の常勤保育士とパート職員が時間外保育を担当し、子どもの姿をよく把握している。ゴザや布団を敷いて寝転んだり、好きな遊びをしてゆったりと過ごせるスペースを設けている。未満児と幼児は部屋を分けて過ごしているが、人数や年齢に配慮し、園庭で全年齢の子どもが遊ぶ中で、野球や三輪車などで遊ぶ年上児が年下児を気遣い、安全に遊べるように遊びを調節するなどの配慮をしている。日中の子どもの体調の変化などの状況を、担任から時間外保育の当番に書面で渡したり口頭で伝えたりし、確実に引継ぎ、保護者にも伝えている。更に、時間外保育利用者の緊急連絡網を用意し、事故や災害時には保護者に確実に連絡が取れるようにしている。保護者からの情報は翌日のボードに記載し、担任への引継ぎも確実にしている。</p>
			<p>⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 66 計画の中に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。 ■ 67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ■ 68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。 ■ 69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。 ■ 70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。 	<p>・小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育内容や方法、保護者との関わりに配慮している。幼保小連絡会議で年間計画が立てられ、アプローチカリキュラムが作成されている。就学する小学校と連携して就学を見通した保育に取り組んでいる。例年であれば一日入学や小学校運動会の旗拾い、東条小学校児童との交流があるが、昨年度はコロナ禍で直接小学生との交流が出来ず手紙やビデオレターで触れ合う機会を設けた。今年度は、感染レベルが落ち着いている時を見計らって、学校探検など密を避けた交流を計画中である。幼保小連携会議において合同研修会がWEBを使い開催され(昨年度はWEBにて)、また、市保育園のブロックごとに担当園保育園・幼稚園、小学校の参観を行い、就学を見通した小学校との連携を取っている(昨年度は、参加人数を限定して行った)。気になる子の情報や生活の様子は小学校の先生の訪問等で連携を図っている。年長児担任は「保育所児童保育要録」を作成し、園長の責任のもと、小学校へ子どもの育ちを引き継いでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(3) 健康管理	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。 ■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 ■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。 	<p>・「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との個別懇談会などで健康状態を把握し、子どもの健康管理を適切に行っている。「保健マニュアル」に基づき、保健計画を作成し、身体測定、歯科検診、内科検診、視力検査（年中・長児）を実施し、日頃の様子を把握し、発育、発達に適した生活を送る指標とし、職員間で確認し、また、健康観察記録をつけると共に状況を保護者に細かく伝えている。事故については、マニュアルに沿って医者に受診し、報告書を作成、課に提出し、再発防止に努めている。園での怪我は、その原因や対応を保護者に説明、謝罪し、その後の怪我の状態を確認するために、夜保護者に電話連絡をしている。また、翌日も謝罪と確認ができるように、園全体で情報共有し、きめ細やかな対応をしている。また、保護者とは個別懇談会や日々の送迎時に子どもの健康について情報交換を行い、適切に対応している。出席簿に病気、けが等に配慮が必要な子どもの状態を一覧にし添付し、注意を心掛け、常勤看護師が園での感染症等の掲示を行っている。SIDS防止については顔色が分かるよう、カーテンを閉め切らないようにして部屋の明るさに配慮し、午睡時に呼吸・顔色を未満児は5分おき、幼児は30分おきにチェックしチェック表に記入して予防に努めている。保護者にもポスター掲示でSIDS防止を呼びかけている。看護師が常駐し日頃の子どもの様子を把握し、けがや発熱時等の対応を適切に行っている。看護師を中心に、保健計画が作成され、園長や主任と連携をとって積極的にコロナ対策を実施している。「保健だより」、園独自の「感染症についてのお便り」を発行し健康に関する情報を保護者に伝えている。</p>
			② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 ■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 ■ 81 家庭での生活に生かされ保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。 	<p>・内科健診、歯科検診を年2回行い、結果を回覧し職員に周知している。保護者には担任から結果を伝え、受診が必要な時は文書で通知し、受診を勧めている。年に1回、外部歯科衛生士を招き幼児組対象に歯の大切さ、歯の磨き方の指導を受けている。未満児クラスについては担任が仕上げ磨きをしており、保護者の同意を得てから、5歳児はフッ化物洗口を週1回行い、歯の健康に親子共に関心が持てるようにしている。年中・年長児対象の視力検査も年2回行い内科健診、歯科検診とともに指導計画に反映させている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。 ■ 84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。 ■ 86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。 ■ 87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。 	<p>・アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについては、医師からの指示書を受け適切な対応を行っている。「厚生労働省のガイドライン」や「アレルギー対応の特別食の提供時の手順」を基に食事の提供を行っている。「アレルギー対応マニュアル」に基づいて園内研修を行い、職員に周知している。入園前に保護者と保健師、栄養士、園長が面談を行い対応し、保護者と年一回経過の把握のため面談を行い、毎月献立表の確認を保護者にしていただき、食品チェック表に記入している。また、年度途中であっても、安心安全な除去食の提供について、必要に応じて家庭との連携がとれるように、栄養士に来園してもらい、検討会を行っている。保護者に向けては、例年であれば年1回試食会を企画し給食の様子を見ていただき理解を得ているが今年度は感染症対策のため中止となっている。「誤食対応マニュアル」により、給食担当者、主任、担任がチェックをし、間違いないように提供をしている。対象の子どもの食事については別トレーを用意し、机も専用にし誤食を防ぐための対応を行っている。</p>
			(4) 食事	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。 ■ 89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。 ■ 90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。 ■ 91 食器の材質や形などに配慮している。 ■ 92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。 ■ 93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。 ■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1	(4)	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。 ■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。 	<p>・全体的な計画や年間指導計画、月案で食に関する具体的な援助方法について計画をし、個別支援計画に食事形態や量等の個々の発達に合わせた内容等も組み込み、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。離乳食は保護者と話し合い、発育状況、体調に応じて調理法、量を調整して提供している。県内産食材については、毎月業者に食材の産地を記入してもらい、状況を把握している(10年間担当課で統計を取ってきた取り組みは、傾向が把握できたことにより一旦終了した)。残食量などを把握し献立日誌に記録をし、献立を立てる目安にしている。また、課主催の献立検討委員会で、お盆時期にはおやき、クリスマスにはケーキに飾り付けを子ども達が行う等行事や季節感を考慮した献立を検討している。コロナ感染予防のため、今年度は行っていないが、定期的に給食担当者がクラスを回って、子どもと一緒に食事をし、食事状況を見ている。市保育・幼稚園課の栄養士をはじめとした献立検討委員会が季節感のある献立を立て、行事食、地域の伝統食(おやき、にらせんべい、やしよま、正月、節分、ひな祭り)等を提供している。食育の日の取り組みとして、給食担当者がクラスを回り、担任と連携をとったり、幼児組の前ですいかを切るなどの実演をし、保育と連携させている。給食職員は給食の手引きと衛生管理マニュアルに沿い、衛生管理のチェックを行い、保育・幼稚園課の栄養士に報告している。</p>
	2 子育て支援	(1) 家庭との緊密な連携	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 104 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。 ■ 105 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。 ■ 106 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。 ■ 107 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。 	<p>・未満児は連絡帳を活用して家庭と園の情報を共有しており、幼児は一日の様子を写真やイラスト入りでボードに張り出し、情報を提供している。また、必要に応じて口頭でも伝え、子どもの生活を充実するために、家庭との連携を図っている。また、「園だより」「クラスだより」「お話の世界」などを定期的に発行し、写真とコメントを添え園生活の様子を伝えている。今年度はコロナ禍で保育参加ができないため、写真入りお便りを配布したり、感染レベルが上がったことにより保育参加が中止になった際には後日夏祭りやプール遊びの動画を放映するなどして、日頃の園での活動への理解得るための工夫をした。更に、個別懇談会、行事のおたより、信州やまほいくポータルサイト、絵本だより等で、保育の目的や保育内容を知らせている。職員全員に周知しておく内容については、家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて伝達し、共有ノートにも記載している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2) 保護者等の支援	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 108 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。 ■ 109 保護者等からの相談に応じる体制がある。 ■ 110 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。 ■ 111 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。 ■ 112 相談内容を適切に記録している。 ■ 113 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。 	<p>・保護者の送迎時に園長や主任が声掛けをし、お互いに子どもの様子を伝え、成長を喜び合い、また保護者に困っていること、悩んでいることを相談しやすい雰囲気を作り、安心して子育てができるように支援している。職員間での横の連携を取り、子どもの情報（体調やけが等）を共通認識し、クラス担任でなくても声をかけることで安心感を持っていただけるよう組織としての工夫をしている。4月の園だよりなどに「いつでも相談ください」と記載して、個別懇談会だけでなく、いつでも専門性を持って相談に応じる体制を整え対応している。相談、意見、苦情受付記録が整備されており、園内で情報共有され、対応も協議し、改善につなげている。相談を受けた職員は相談内容を園長、主任に報告をし、職員間で検討し、相談者にフィードバックしている。相談内容によってはここにこ園訪問、健康相談、時間外保育の利用等の仕組みがあることを個別に伝え、必要とする関係機関へ繋げている。</p>
			② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。 	<p>・「児童の権利に関するマニュアル」や「虐待対応マニュアル」に基づいて、読み合わせや園内研修を行い、それらに沿い早期発見や対応に取り組み、家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見、早期対策に努めている。「虐待対応マニュアル」の一日のチェックポイントを活用し、子どもの体、様子をよく見て、見逃さないように心掛けている。個人面談は入所してすぐに実施されている。また、小学校とも連携をとり、地域として経過観察を継続し、家庭を見守る姿勢を大切にしている。保護者にもこまめに声をかけ園生活で困ったり、負担にならないよう配慮している。虐待が疑われる子どもについては、マニュアルに沿って職員会で検討し、市福祉政策課課ノ井分室の相談員に通報している。また、そのような事象が起きた際は、記録をとり、経過を追って情報共有できるように保存をしている。専用記録用紙があり、実際に虐待と思われる時には記録をし、専門機関や児童相談所と連携を取る体制が整っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保育の質の向上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 121 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。 ■ 122 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。 ■ 123 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。 ■ 124 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。 ■ 125 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。 ■ 126 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。 	<p>・日々の保育を振り返り週日案へ記録をしている。年間指導計画、月案で保育の状況を振り返り「自らの保育」についても自己評価を行い、次年度、次月、次週へ繋げており、保育士は主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。年度末には子どもの姿を職員間で確認しながら全体的な計画の立案に反映させている。保育園全体として、保護者アンケート結果を踏まえながら、福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価も行い園全体の評価に繋げると共に幼児会議、未満児会議でも改善点を話し合い、園長は不適切保育はないか、温かみのある保育が出来ているか等の課題解決に向けて、主任と相談しながら、園内研修（動画を用いた内部公開保育、研修の振り返り等）や面談を実施し、職員モチベーションアップを図り保育の質の向上へ繋げようとしている。今年度においては第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ利用者満足度を更に高められるよう保育の質の向上に取り組む予定である。職員は自己研鑽のために決められた研修だけでなく、他の外部研修にも自主的に参加し、専門性の向上に取り組んでいる。</p>